



第**1**章
本計画のあらまし

1 本計画の構成

本計画の構成は、下図のとおりです。

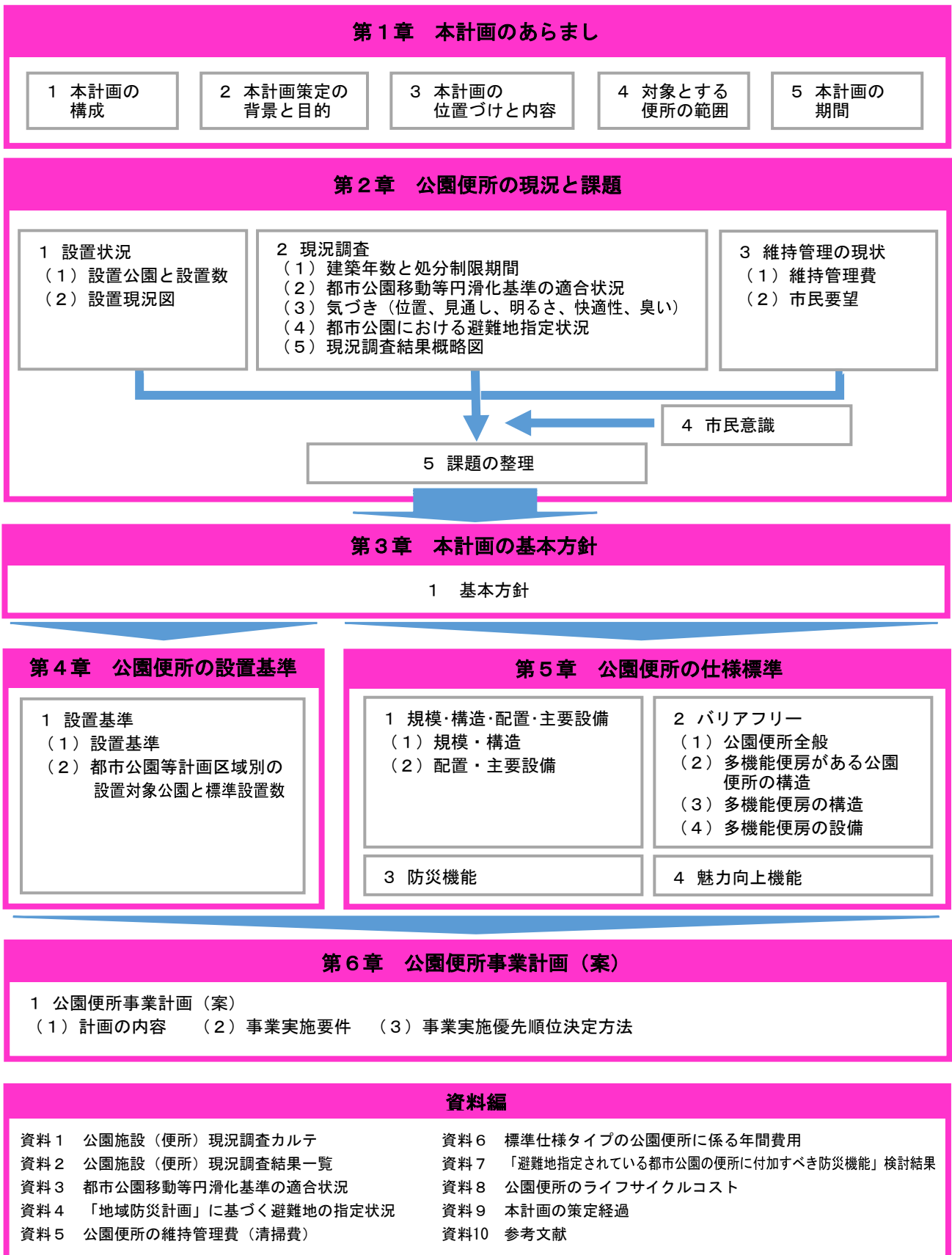


図 1-1-1 本計画の構成

2 本計画策定の背景と目的

公園便所は、次の3点において特殊性のある公園施設であると言えます。まず、他の公園施設と比較して建設費が高く、清掃、光熱水、補修・改修等の維持管理費も必要となることから、ライフサイクルコスト（設置から撤去までに必要となる総費用）が高い点です。次に、臭い、汚いといったイメージや、落書き、器物破損、異物投棄、性犯罪、盗撮等の犯罪リスクがあり、設置に対する地域の賛否が分かかれやすい点です。最後に、樹木やベンチ等とは異なり、必ずしも全ての都市公園等に設置されるものではない点です。それゆえに、公園便所の整備・管理にあたっては、他の公園施設以上に計画性が求められます。

吹田市では、現在49箇所の都市公園等に56箇所の便所を設置しています。このうち13箇所（約2割）は設置後30年以上が経過しており、「老朽化対策」が課題となっています。また、市民等からは便所の「新設」、「日常の清掃・補修」、「洋式化」、「防災機能の付加」等の様々な苦情・要望が寄せられていますが、市の対応は必要最低限にとどまっている状況です。今後、これらの課題や苦情・要望に対応していくにあたっては、公園便所を取り巻く次のような社会要請を踏まえる必要があります。

平成7年（1995年）には、阪神・淡路大震災が発生し、これを契機に都市公園の防災上の役割・重要性が再認識され、防災公園等における防災機能を有する便所の整備推進が強く求められています。平成18年（2006年）には、「高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年（2006年）法律第91号）（以下、「バリアフリー新法」という。）」が施行されるとともに、「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めた省令（平成18年（2006年）国土交通省令第115号）（以下、「都市公園移動等円滑化基準」という。）」が定められ、都市公園に設置する便所にバリアフリー化の基準適合義務が課せられることとなりました。平成29年（2017年）には、都市公園法が改正され、都市公園を一層柔軟に使いこなす等の観点から、公園の再生・活性化を推進する制度の充実が図られたことで、公園の魅力向上にも繋がる様々な公園便所が全国各地で見られるようになりました。

本計画は、以上の背景を踏まえ、都市公園等に設置する便所について、上位計画である「都市公園等整備・管理方針」に則った適正配置の基準とともに、防災・バリアフリー化・魅力向上の視点を盛り込んだ仕様の標準等を示すことで、今後の総合的かつ計画的な整備・管理の基盤を築くために策定するものです。

3 本計画の位置づけと内容

本計画の位置づけは、吹田市が管理運営する都市公園、遊園、緑地、緑道の整備・管理に係る方針を示した「都市公園等整備・管理方針」に基づく個別計画です。内容は、公園施設のうち、都市公園法施行令第5条第6項に規定される「便所」について、整備・管理の基本方針、設置対象公園・設置数の基準、規模・構造・配置・主要設備・バリアフリーの標準等を定めたものになります。

なお、本計画に基づく事業の実施にあたっては、実行計画として、「公園便所事業計画」を別途定める予定です。

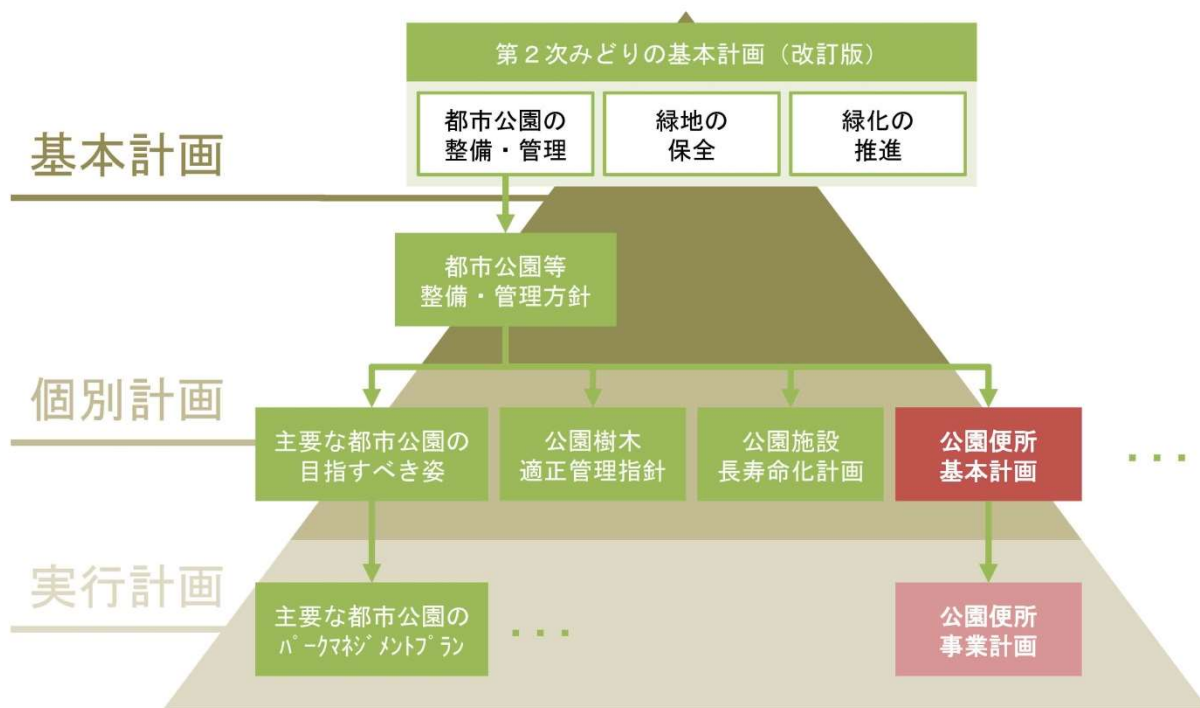


図 1-3-1 本計画の位置づけ

4 対象とする便所の範囲

本計画が対象とする便所の範囲は、吹田市が管理運営している都市公園、遊園、緑地、緑道に設置する便所（以下、「公園便所」という。）とします。ただし、公園管理者以外の者が設置する便所、仮設便所、マンホールトイレは、対象外とします。

5 本計画の期間

本計画の期間は定めません。社会潮流が大きく変化した場合や、上位計画である「第2次みどりの基本計画（改訂版）」や「都市公園等整備・管理方針」を改正した場合など、本計画の適切かつ合理的な推進が困難となった場合に適宜見直しを行います。